

第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領	-----	1
○ 一般診療所調査票記入要領	-----	23
○ 歯科診療所調査票記入要領	-----	43
○ 保険薬局調査票記入要領	-----	61

(案)

平成19年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院（小児総合医療施設）については1/1、その他については1/5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成19年6月1日から平成19年6月30日までの期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 収支
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 設備投資
- (6) 第6 租税公課、借入金等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成19年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分を含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が一本になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-**-****

フリーダイヤルFAX 0120-**-****

受付時間 平日 9:00～18:15

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1、2 頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 19 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 貴院の開設者 | <p>貴院が該当する開設者の番号に○を記入してください。</p> <p>1 国 立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立病院（ナショナルセンター）、通信病院、その他の独立行政法人のことで。</p> <p>2 公 立 都道府県立、市町村立病院のことで。</p> <p>3 公 的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことで。</p> <p>4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことで。</p> <p>7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、1～6 に該当しない法人のことで。</p> |
| 2 現有の医業用建物の建築（改築）年月 | <p>現有の医業用建物の建築年月（完成年月）を記入してください。
 <u>医業用建物が自己所有以外の場合は記入の必要はありません。</u>
 建築年月の異なる建物が併存する場合は、<u>主要な建物の建築年月</u>を記入してください。
 なお、<u>医業用建物の延べ面積の概ね 50% を超える大規模な改築を行った場合は、改築年月（完成年月）</u>を記入してください。</p> |
| 3 医業用建物の保有形態及び延べ面積 | <p>医業用建物とは、事務室・会議室・院長室等の管理部門、病室・看護師詰所・リネン室等の病棟部門、診察室・処置室・待合室等の外来部門及び図書室・職員宿舎・看護師養成所・倉庫等その他部門など医業用に使用している全ての建物のことで。</p> <p>保有形態は、次の区分により該当する番号を○で囲み、その延べ面積を記入してください。</p> <p>1 自己所有 自己名義である場合（貸借対照表に建物価額が計上されているケースです）</p> <p>2 賃 借 個人、不動産業者などからの賃借の場合（3 の場合を除く）</p> <p>3 リ ー ス リース業者（①医療用器械などの動産リース業務と②土地、建物などの不動産賃貸業務を行う者）からの建物賃借の場合（2 の場合を除く）</p> |

	<p>4 その他 上記以外の特種なケースの場合（例えば、開設者が国立・公立で「国（公）有財産」の場合、ここに記入してください）</p> <p>1～4の保有形態のうち、2項目以上該当する場合、例えば、一棟の建物が自己所有、他の一棟が賃借の場合は「1 自己所有」、「2 賃借」両方の番号を○で囲み、それぞれの建物の延べ面積を記入してください。 <u>医業用と住宅用の建物が同一の場合は、住宅部分を除いた面積を記入してください。</u></p>
4 病床の状況	<p>許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。</p> <p>「(うち)介護療養型医療施設分」は、介護療養型医療施設分の病床数を療養病床と精神病床について記入してください。</p> <p>また、稼働病床数については、許可病床数のうち、休止の手続等を行った病床以外の実稼働病床数を記入してください。</p>
5 入院患者の状況	<p><u>医療保険が適用される患者数のみ</u>記入してください。</p>
在院患者数	<p>平成19年6月30日の24時現在に在院している患者数を記入してください。</p> <p>在院中の患者であって、6月30日に外泊している場合でも計上してください。</p> <p>6月30日に入院し、その日のうちに退院あるいは死亡した者は計上しません。</p>
在院患者延べ数	<p>平成19年6月の1か月間、毎日24時現在に在院していた患者の合計（延べ数）を記入してください。</p> <p>この欄には、現に入院していた患者の延べ数を記入してください。</p> <p>在院中の患者が外泊した場合も計上してください。</p> <p>入院してその日のうちに退院あるいは死亡した者は、計上しません。</p>
新入院患者数	<p>平成19年6月の1か月間に新たに入院した患者の合計を記入してください。</p> <p>入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も計上してください。</p> <p>在院中の患者が種別の異なる病床に移動した場合は、入退院手続きを行った場合のみ計上してください。</p>
退院患者数	<p>平成19年6月の1か月間に退院した患者の合計を記入してください。</p> <p>入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も計上してください。</p> <p>在院中の患者が種別の異なる病床に移動した場合は、入退院手続きを行った場合のみ計上してください。</p>
6 外来診療等の状況	
初診患者数	<p>外来における平成19年6月1日から平成19年6月30日までの毎日の初診患者数を合計した数を、医科、歯科別に記入し、その合計も記入してください。</p>
再診患者延べ数	<p>平成19年6月1日から平成19年6月30日までの毎日の外来患者数から初診患者数を差し引いた数を、医科、歯科別に記入し、その合計も記入してください。</p>

ここで初診患者及び再診患者とは、社会保険等による初診料及び再診料が算定できるような外来患者をいいます。外来患者の中には往診等の患者が含まれます。

休診日数

外来診療において、平成19年6月中で一日中休診した日数（臨時の場合も含みます）を記入してください。

なお、休診日に臨時に急患などを診療した場合も休診日としてください。
また、土曜日のように半日休診の場合は、0.5日で計算してください。

7 処方状況

平成19年6月1日から平成19年6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。

「第2 収支」の記入要領 (調査票3～5頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、平成19年6月の医業及び介護に関連するすべての収入とこれに対応するすべての費用を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

I 医業収入 [調査票①～⑨欄]	6月中に提供した医療サービスの対価をそれぞれに記入してください。 その月に提供した医療サービスの対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていない場合でも6月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額の合計額を記入してください。
1 入院収入 [調査票①～③欄]	
(1) 保険診療収入 (患者負担含む) [調査票①欄]	入院患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額(未収分を含む)の総額です。
(2) 公害等診療収入 [調査票②欄]	入院患者の医療に係る収入で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる金額を記入してください。
(3) その他の診療収入 [調査票③欄]	入院患者の医療に係る収入で、自費診療収入、特別メニューの食事収入など(ただし特別の療養環境収入に係るものは除く)の金額を記入してください。
2 特別の療養環境収入 [調査票④欄]	入院患者の医療に係る収入で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。
3 外来収入 [調査票⑤～⑦欄]	
(1) 保険診療収入 (患者負担含む) [調査票⑤欄]	外来(往診を含む)患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも平成19年6月中の診療分についての金額(未収分を含む)の総額です。
(2) 公害等診療収入 [調査票⑥欄]	外来患者の医療に係る収入で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる金額を記入してください。
(3) その他の診療収入 [調査票⑦欄]	外来患者の医療に係る収入で、自費診療収入による収入などの金額を記入してください。

- 4 その他の医業収入
[調査票⑧欄]
- 次の(1)～(4)までの収入の合計額を記入してください。
- (1)保健予防活動収入
各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動にかかわる収入
- (2)医療相談収入
人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動にかかわる収入
- (3)受託検査・施設利用収入
他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収入
- (4)その他の収入
文書料など前記の科目に属さない医業収入

保険査定減については、平成18年度（又は平成18年）実績の1／12の額をこの欄から減算し、調整してください。

- II 介護収入
[調査票⑩～⑭欄]
- 介護保険事業を実施していない場合は記入の必要はありません。

- 1 施設サービス収入
[調査票⑩欄]
- 施設サービスに係る収入（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の施設サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。
また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。

- 2 居宅サービス収入
[調査票⑪欄]
- 居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の居宅サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。
また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。

- (うち)短期入所療養介護分
[調査票⑫欄]
- 上記居宅サービス収入のうち、「短期入所療養介護」に係る収入の金額を記入してください。

- 3 その他の介護収入
[調査票⑬欄]
- 文書料など前記の科目に属さない介護収入について記入してください。

保険査定減については、平成18年度（又は平成18年）実績の1／12の額をこの欄から減算し、調整してください。

- III その他の収入
[調査票⑮～⑰欄]

- 1 受取利息・配当金
[調査票⑮欄]
- 平成18年度（又は平成18年）実績の1／12の額を記入してください。

2 その他の収入 [調査票⑮欄]	<p>有価証券売却益、患者外給食収入、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書による文書料収入などをいいます。 補助金・負担金等はこの欄ではなく、調査票5頁の「Ⅶ 補助金・負担金等」の欄に記入してください。</p>
Ⅳ 医業・介護費用 [調査票⑰～42欄]	<p><u>医療保険分の費用と介護保険分の費用を合算した額を記入してください。</u></p>
1 材料費	
(1) 医薬品費 [調査票⑰欄]	<p>6月中に費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。</p>
(2) 診療材料費・医療 消耗器具備品費 [調査票⑱欄]	<p>(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。</p> <p>(2) 医療消耗器具備品費 ① 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。 ② 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。</p>
(3) 歯科材料費 [調査票⑳欄]	<p>歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額をいいます。</p>
(4) 給食用材料費 [調査票21欄]	<p>6月中に費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p>
2 給与費 [調査票22欄]	<p><u>「第3 給与」の59欄の金額を記入してください。</u></p>
3 委託費 [調査票23欄]	<p>検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備など6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。</u></p>
(うち)検査委託費 [調査票24欄]	<p>6月分の検査委託費の金額を記入してください。</p>
(うち)患者用給食委託 費 [調査票25欄]	<p>6月分の患者用給食委託費（給食材料込みの委託を含む）の金額を記入してください。 <u>なお、患者用と職員用給食を一括して委託している場合には、給食数で按分するなどして、患者用給食に係る金額のみを記入してください。</u></p>
(うち)寝具類洗濯・賃 貸委託費（病衣 除く） [調査票26欄]	<p>6月分の病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。</p>

(うち)病衣洗濯・賃貸委託費 [調査票 27 欄]	6 月分の病衣に係る洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(うち)医療用廃棄物委託費 [調査票 28 欄]	6 月分の医療用廃棄物委託費の金額を記入してください。
(うち)歯科技工委託費 [調査票 29 欄]	6 月分の歯科技工委託費の金額を記入してください。
(うち)医療事務委託費 [調査票 30 欄]	6 月分の医療事務委託費の金額を記入してください。
4 設備関係費 [調査票 31 欄]	6 月中に支払った金額などを記入してください。 「設備関係費」に該当する費目は「参考資料 1」(18 頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)減価償却費 [調査票 32 欄]	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費を、平成 18 年度 (又は平成 18 年) 末現在の資産総額に基づいて算定された総額の $1/12$ の額を記入してください。
(うち)建物減価償却費 [調査票 33 欄]	建物の減価償却費を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票 34 欄]	医療機器の減価償却費を記入してください。
(うち)設備器械賃借料 [調査票 35 欄]	設備、器械の使用料 (リース料、レンタル料) を記入してください。
(うち)医療機器賃借料 [調査票 36 欄]	設備、器械の使用料のうち、医療機器分の使用料のみ計上し記入してください。
(うち)土地賃借料 [調査票 37 欄]	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
(うち)建物賃借料 [調査票 38 欄]	建物、構築物 (門、へいなど) を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 経費 [調査票 39 欄]	6 月中に支払又は費消した金額を記入してください。 「経費」に該当する費目は「参考資料 2」(19～20 頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)光熱水費 (燃料費含む) [調査票 40 欄]	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用を記入してください。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除きます。
6 その他の医業・介護費用 [調査票 41 欄]	研究研修費 (研究材料の費用、研究研修用図書を購入費、学会への参加旅費など) の平成 18 年度 (又は平成 18 年) 実績の $1/12$ の額、本部費・本部役員報酬 (病院の負担に属する額) を記入してください。

V その他の費用 [調査票 43 欄]	
2 その他の費用 [調査票 43 欄]	有価証券売却損、患者外給食用材料費、貸倒損失などを記入してください。
VI 特別損益 [調査票 44 45 欄]	
1 特別利益 [調査票 44 欄]	固定資産売却益など特別利益（補助金・負担金等を除く）の <u>平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額</u> を記入してください。
2 特別損失 [調査票 45 欄]	固定資産売却損など特別損失の <u>平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額</u> を記入してください。
VII 補助金・負担金等 [調査票 46～48 欄]	国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、 <u>平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額</u> を該当する欄に記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票6頁)

- この調査票は、職員数と給与状況などについて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～33欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

人 員
[調査票①～⑪欄]

平成19年6月に雇用され、給与を支給される者について、職種区分毎に人員数を記入してください。
個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に記入してください。

給 料
[調査票⑫～22欄]

平成19年6月中に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。
給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。
なお、年俸制を適用されている者については、年俸の1/12の額と平成19年6月中に支給された諸手当とを合算した額を記入してください。

常勤職員1人当たりの
年間の平均賞与支給額
[調査票23～32欄]

常勤職員に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。
常勤職員1人当たりの年間の平均支給額を記入してください。
職種区分毎に、次の(1)～(3)までの計算式で算定した額の合計額を記入してください。

- (1) 平成18年賞与支給実績額(夏期分) ÷ 支給対象人数
- (2) 平成18年賞与支給実績額(冬期分) ÷ 支給対象人数
- (3) 平成18年賞与支給実績額(その他) ÷ 支給対象人数

※支給毎に計算をしてください。

病院長

個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。
個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員

医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。
理事(長)兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

常勤職員 1 人当たりの
1 週間平均の所定労働
時間
[調査票 33 欄]

「2 非常勤職員」において非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1 週間当たりの常勤職員 1 人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。
なお、役員を除いて記入してください。
また、個人立病院の場合、開設者本人を除いて記入してください。

非常勤職員
[調査票 34 ～ 55 欄]

常勤職員以外の者をいいます。
例えば、他の病院などからパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。

総労働時間
[調査票 34 ～ 44 欄]

非常勤職員の平成 19 年 6 月 1 か月間の総労働時間数（1 時間未満は切り捨て）を職種毎に記入してください。例えば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。
なお、個人立病院の場合、開設者本人を除いて記入してください。

[参考] 非常勤職員の人員数については、次の計算により中医協事務局にて常勤職員換算します。

$$\text{非常勤職員の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員の 1 か月間の総労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

(注 1) 職種単位に非常勤職員の総労働時間を人数換算し、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

(注 2) 週あたりの所定労働時間が 3 2 時間未満の場合は、3 2 時間を所定労働時間として計算する。

給 料
[調査票 45 ～ 55 欄]

「常勤職員」に準じて記入してください。

賞与支給額
[調査票 56 欄]

職員（非常勤職員を含む）に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。
使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
次の計算式で算定した額を記入してください。

$$\text{平成 18 年賞与支給総額（実績額）} \times 1 / 12$$

退職給付費用
[調査票 57 欄]

平成 18 年度（又は平成 18 年）の 1 年間に支給した退職金の額の 1 / 12 の額を記入してください。

法定福利費
[調査票 58 欄]

法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

- (1) 平成 19 年 6 月中に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額
- (2) 平成 18 年に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額の 1 / 12
- (3) 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
平成 18 年度実績の 1 / 12 の額

給与費等の合計
[調査票 59 欄]

この欄の金額を「第 2 収支」の「2 給与費」欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票7頁)

- 個人立病院は平成18年12月31日現在、個人立以外の病院は平成19年3月31日現在における資産及び負債の額を記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成18年度(又は平成18年)決算貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①～⑤欄]

- | | |
|------------------------|--|
| 2 医業未収金
[調査票②欄] | 医業収入(診療報酬に係るもの)に対する未収入金をいい、徴収不能引当金(又は貸倒引当金)を控除した金額です。 |
| 3 有価証券
[調査票③欄] | 国債、地方債、株式、社債、投資信託などの有価証券で、いつでも現金化でき、資産運用の目的で所有するものをいいます。 |
| 4 棚卸資産(医薬品)
[調査票④欄] | 投薬用薬品、注射用薬品(血液、血液製剤類を含む)、検査用試薬、造影剤、外用薬などの棚卸高です。 |
| 5 その他の流動資産
[調査票⑤欄] | 未収金、受取手形、給食用材料、貯蔵品、短期貸付金、前払金、未収収益、前払費用などです。 |

II 固定資産 [調査票⑥～⑫欄]

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 有形固定資産
[調査票⑥欄] | 土地については平成18年(度)決算貸借対照表の価額を、建物、医療用器械備品、車両運搬具・船舶等の有形固定資産については平成18年(度)決算貸借対照表の価額から減価償却累計額又は減価償却引当金を控除した金額を記入してください。 |
| (うち)建物(建物附属設備を含む)
[調査票⑧欄] | 診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物をいい、電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含みます。 |
| (うち)医療用器械備品
[調査票⑨欄] | 治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などをいいます。 |
| (うち)その他の有形固定資産
[調査票⑩欄] | 土地、建物(建物附属設備を含む)、医療用器械備品以外の有形固定資産をいいます。
記入にあたっては決算貸借対照表の「有形固定資産合計」から「土地」、「建物」、「建物附属設備」、「医療用器械備品」を控除する概念で考え
てください。 |

- | | |
|-----------------------|---|
| 2 無形固定資産
[調査票⑪欄] | 借地権、電話加入権、引湯権などが該当します。 |
| 3 その他の固定資産
[調査票⑫欄] | 長期貸付金、貸付信託、関係団体に対する払込済出資金などです。 |
| Ⅲ 繰延資産
[調査票⑬欄] | 創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などをいいます。 |
| Ⅳ 流動負債
[調査票⑮～⑰欄] | |
| 1 買掛金
[調査票⑮欄] | 医薬品、診療材料、給食材料、消耗品などの購入代金の未払額です。 |
| 2 支払手形
[調査票⑯欄] | 通常取引に基づき、仕入れ先との間に発生する手形債務をいいます。
(固定資産の購入・建設や金融取引にかかるものを含まません。) |
| 3 短期借入金
[調査票⑰欄] | 公庫、事業団、銀行などからの借入金及び一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年以内のものです。 |
| 4 その他の流動負債
[調査票⑱欄] | 1～3のいずれにも該当しない流動負債で、未払金、預り金、従業員預り金、未払費用、前受利益、修繕引当金、賞与引当金などです。 |
| Ⅴ 固定負債
[調査票⑲～⑳欄] | |
| 1 長期借入金
[調査票⑲欄] | 地方債（企業債含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年を超えるものです。 |
| 2 その他の固定負債
[調査票⑳欄] | 1に該当しない固定負債で長期未払金（器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち期間が1年を超えるもの）、退職給与引当金などをいいます。 |

「第5 設備投資」の記入要領 (調査票8頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。
- 個人立病院は平成18年1月から12月までの設備投資実績額を、個人立以外の病院は平成18年4月から平成19年3月までの設備投資実績額を記入してください。

土地	医業用に取得した土地の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
建物（建物付属設備を含む） [調査票②欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含む）の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
医療用器械備品 [調査票③～⑤欄]	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などの取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。 (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。 (2) 買替えなどの下取りで医療用器械備品などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。
その他の有形固定資産 [調査票⑥～⑧欄]	業務用自動車、電気・ガス機器、事務・通信機器など上記以外の有形固定資産の取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。 (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。 (2) 買替えなどの下取りで業務用自動車などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。

「第6 租税公課、借入金等」の記入要領 (調査票9頁)

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課、借入金等
(平成18年(度)の年
額)」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額について、平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

借入金
[調査票④欄]

地方債(企業債含む)及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金で平成18年度(又は平成18年)に新規に借り入れた額を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑤欄]

上記④のうち、期間が1年を越えるものの実績を記入してください。

借入返済金
[調査票⑥欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑦欄]

上記⑥のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

支払利息
[調査票⑧欄]

短期、長期を合わせた借入金の支払利息で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

「税金(平成18年(度)
の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収入-医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は医業収入金額、職員数などを用いて計算してください。

所得税・法人税
[調査票⑨欄]

個人立病院は「平成18年分の所得税確定申告書」1面の「差引所得税額」-「定率減税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩欄]

個人立病院は「平成19年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18年度住民税確定申告書」の「年税額」(「法人税割額」+「均等割額」)の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪欄]

個人立病院は「平成19年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当・福利厚生費(平成19年6月分)」

通勤手当
[調査票⑫欄]

平成19年6月分の通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額を記入してください。

福利厚生費
[調査票⑬欄]

福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費を記入してください。

- (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
- (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する経費、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与

参考資料 1

「設備関係費」について（調査票4頁）

- 「第2 収支」の「IV 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は次のとおりです。
- なお、平成19年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額としてください。

減価償却費（平成18年度実績の1/12）	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について（調査票 4 頁）

- 「第 2 収支」の「IV 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- なお、*印を付した費目で、平成 19 年 6 月 1 か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成 18 年度（又は平成 18 年）実績の 1 / 12 の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会議費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	*	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。 ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保険料	*	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（18 頁参照）及び車両関係費（18 頁参照）に該当するものを除く。
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

		ただし、固定資産税等（18頁参照）及び 車両関係費（18頁参照）に該当するものを除く。
		(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
徴収不能損失	*	徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額
雑 費		寄付金など前記の科目に属さない費用

